

定例会議会議録

開催日時	令和3年5月26日(水) 午前10時00分～午後0時10分
開催場所	公安委員会室、特別会議室
区分	『全体会議』議題・要旨
【報告事項】	<p><b>1 インターネットの安全利用対策について</b></p> <p>生活安全部長から、「令和2年中におけるSNSに起因する福祉犯被害少年は31人であった。インターネット安全利用対策の広報活動として、①インターネット安全利用アイコトバ「じょいふる」の活用、②県警ホームページ、Twitterを活用した広報啓発、③大学生による少年健全育成ボランティア「ポラリス宮城」との協働による広報啓発ポスターの作成等、④少年警察ボランティア等と協働したキャンペーン、を推進している。インターネット安全利用教室の開催について、学校と連携し進学や進級の時期などに、生徒やその保護者を対象としたインターネット安全利用教室を実施しており、平成30年に協定を結んだNTTドコモやKDDIと協働した安全教室も実施している。また、携帯電話事業者や販売店との連携について、携帯電話販売店等に対するフィルタリング普及要請活動を行っているほか、進級・進学時期の本年3月には、生活安全部長名による、フィルタリングの確実な利用を要請する文書を発出した。</p> <p>SNSに起因する子供の性被害防止のための対策について、福祉犯の取締りの強化を図るとともに、サイバーパトロール等も行っている。福祉犯の被害が多いTwitterを対象としたサイバーパトロールの中で、児童の性被害につながるおそれのある書き込みに対して、投稿している児童や誘引者に対し、注意喚起のメッセージを投稿している。今後とも、児童・生徒を犯罪被害から守るため、インターネットの安全利用対策を推進していく。」旨の報告があった。</p> <p>委員：アイコトバ「じょいふる」は覚えやすく良いと思う。この中の「ルールを親子で話し合おう」について、第一次的に家庭が大事だと思うが、それと同時に、学校での積極的な取組についても警察の方から促していただきたい。</p> <p>生活安全部長：各警察署で定期的開催している「学校警察連絡協議会」において、既に話をしているが、重ねて話をするように各警察署に伝えていく。</p> <p><b>2 「自転車安全利用推進月間」における取組について</b></p> <p>交通部長から、「実施期間は、5月1日(土)から5月31日までの1ヶ月間。自転車利用死亡事故が増加傾向にあるため、推進月間の期間に、交通ルールの遵守、ヘルメットの着用等条例の内容の周知に向けた活動を強化していく。月間中の主な取組として、自転車事故では高校生が多いことから、教育機関への取組の要請を実施した。また、関係機関団体と連携し、県下一斉の該当キャンペーンを実施したほか、スタントマンが行う交通安全教室「スケアードストレート」等、各警察署において小学生から高校生を中心とした、交通安全教室を開催している。各警察署毎に、朝の通勤・通学時間帯に自転車利用者が多く通行する交差点を選定し、5月25日の朝に行った、県下一斉自転車指導取締りにおいて、違反行為に対する指導警告、歩道通行上の指導を実施した。今後は、安全運転管理者会等関係機関と連携しながら地域と職域を通じて、ルールとマナー、ヘルメットの着用等さらに周知を図るとともに、特に自転車での事故の多い高齢者と高校生に自転車事故防止のための広報啓発や交通安全教育の取組を強化していく。」旨の報告があった。</p>

区 分	『 個 別 審 議 等 会 議 』
【 決 裁 事 項 】	<p><b>1 審査請求の受理について</b>  監察課管理官から、運転免許取消処分に係る審査請求の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>2 猟銃安全指導委員の委嘱について</b>  生活安全企画課管理官から、大河原警察署管内の猟銃安全指導委員1名の委嘱について説明があり、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>3 公安委員会苦情の受理について（2件）</b>  公安委員会補佐室補佐から、交通取締り及び警察署の対応に関する公安委員会苦情の受理について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>4 公安委員会苦情の追加について</b>  公安委員会補佐室補佐から、令和3年5月19日に受理された警察署の対応に関する公安委員会苦情の追加について説明がなされ、審議の上、決裁が行われた。</p> <p><b>5 道路交通法の規定に基づく意見の聴取等</b>  交通聴聞官から、運転免許取消処分に係る意見の聴取等の結果、14件の報告と説明がなされ、審議の上、量定が行われた。</p>
【 報 告 事 項 】	<p><b>1 警察に対する苦情について（令和3年4月末現在）</b>  相談調査官から、警察に対する苦情事案（令和3年4月中終結報告分）について、報告があった。</p> <p><b>2 交通規制の意思決定について（令和3年5月分）</b>  交通規制課次長から、令和3年5月中における、交通規制の意思決定状況について、報告があった。</p> <p><b>3 臨時適正検査医師の委嘱について</b>  運転教育課長から、現在の臨時適正検査医師の委嘱期間（平成30年6月1日から令和3年5月31日）が満了することに伴い、改めて、12人の専門医師（新規1人、再任11人）に対し、3年間（令和3年6月1日から令和6年5月31日）、臨時適正検査医師を委嘱する旨の報告を行った。</p>